

改正

平成17年12月22日条例第321号
平成20年 3 月 7 日条例第 2 号
平成20年 9 月26日条例第38号
平成27年 3 月20日条例第16号
令和元年 9 月30日条例第20号
令和 3 年 9 月30日条例第35号
令和 4 年 9 月30日条例第21号

浜田市立幼稚園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浜田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の目的を達成するため幼稚園を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜田市立浜田幼稚園
- (2) 位置 浜田市熱田町820番地 1

(保育料)

第 4 条 幼稚園の保育料は、無料とする。

(預かり保育の実施)

第 5 条 幼稚園においては、預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間に、当該幼稚園に入園している園児を一時的に預かり、保育を行うことをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

(預かり保育料)

第 6 条 預かり保育に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）は、1 日当たり 400 円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が市内に住所を有し、かつ、その保護者が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者に該当する場合は、無料とする。
- 3 預かり保育料の納期限は、預かり保育を利用した日の属する月の翌月の末日とする。

(その他)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、浜田市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市立幼稚園条例（昭和39年浜田市条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月22日条例第321号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市立幼稚園条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料について適用し、平成26年度分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市立幼稚園条例の規定は、令和元年10月分以後の月分の保育料について適用し、同年9月分以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日条例第35号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第21号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。